

第11次鳥獣保護事業計画書

平成24年4月 1日から
5年間

平成29年3月31日まで

徳 島 県

目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	
2 特別保護地区の指定	6
(1) 方針	
(2) 特別保護地区指定計画	
(3) 特別保護地区の指定内訳	
3 休猟区の指定	8
(1) 方針	
(2) 休猟区指定計画	
(3) 特例休猟区指定計画	
4 鳥獣保護区の整備等	9
(1) 方針	
(2) 整備計画	
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1 鳥獣の人工増殖	9
(1) 方針	
(2) 人工増殖計画	
2 放鳥獣	10
(1) 方針	
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	11
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	11
(1) 希少鳥獣	
(2) 狩猟鳥獣	
(3) 外来鳥獣等	
(4) 一般鳥獣	
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	12
(1) 許可しない場合の基本的考え方	
(2) 許可する場合の基本的考え方	
(3) わなの使用に当たっての許可基準	
(4) 許可に当たっての条件の考え方	
(5) 許可権限の市町村長への委譲	
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	
3 学術研究を目的とする場合	14
(1) 学術研究	
(2) 標識調査	

4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 5
	(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	
	(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	
	(3) 鳥獣の適正管理の実施	
	(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	
	(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	2 9
	(1) 許可対象者	
	(2) 鳥獣の種類・数	
	(3) 期間	
	(4) 区域	
	(5) 方法	
6	その他特別の事由の場合	2 9
	(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	
	(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	
	(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	
	(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	
	(5) 鵜飼漁業への利用	
	(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	
	(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	
7	鳥類の飼養登録	3 1
	(1) 方針	
	(2) 飼養適正化のための指導内容	
8	販売禁止鳥獣等	3 1
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	3 2
1	特定猟具使用禁止区域の指定	3 2
	(1) 方針	
	(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	
	(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	
2	特定猟具使用制限区域の指定	3 6
3	猟区設定のための指導	3 6
	(1) 方針	
	(2) 設定指導の方法	
4	指定猟法禁止区域の指定	3 7
	(1) 方針	
	(2) 指定猟法禁止区域指定計画	
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	3 7
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	3 7
2	実施計画の作成に関する方針	3 9
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	3 9
1	基本方針	3 9
2	鳥獣保護対策調査	3 9
	(1) 方針	
	(2) 鳥獣生息分布調査	

(3) 希少鳥獣等保護調査	
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	
3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	4 0
4 狩猟対策調査	4 0
(1) 方針	
(2) 狩猟鳥獣生息調査	
(3) 放鳥効果測定調査	
(4) 狩猟実態調査	
5 有害鳥獣対策調査	4 1
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	4 1
1 鳥獣行政担当職員	4 1
(1) 方針	
(2) 設置計画	
(3) 研修計画	
2 鳥獣保護員	4 2
(1) 方針	
(2) 設置計画	
(3) 年間活動計画	
(4) 研修計画	
3 保護管理の担い手の育成	4 3
(1) 方針	
(2) 研修計画	
(3) 狩猟者の減少防止対策	
4 鳥獣保護センター等の設置	4 3
5 取締り	4 4
(1) 方針	
(2) 年間計画	
6 必要な財源の確保	4 4
第九 その他	4 4
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	4 4
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	4 5
3 狩猟の適正管理	4 5
4 入猟者承認制度に関する事項	4 5
5 傷病鳥獣救護の基本的な対応	4 5
6 安易な餌付けの防止	4 6
7 感染症への対応	4 6
8 普及啓発	4 6
(1) 鳥獣保護管理についての普及等	
(2) 野鳥の森等の整備	
(3) 愛鳥モデル校の指定	
(4) 法令の普及徹底	

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県では、第1次から第10次にわたる鳥獣保護事業計画に基づき、平成23年11月1日時点において、鳥獣保護区53箇所26,278ha、同特別保護地区23箇所2,827ha（国設剣山鳥獣保護区を含む）を指定し、鳥獣の保護に努めてきた。今次計画においては、34鳥獣保護区について、地域の実情に応じ、指定更新を計画している。計画終了時の平成29年3月には、鳥獣保護区53箇所26,278ha同特別保護地区23箇所2,724ha（国設剣山鳥獣保護区を含む）の指定となる見込みである。

なお、指定に当たっては、従来の指定区域を承継していくことを基本とするが、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、徳島県生物多様性地域戦略（仮称）やビオトープ・ネットワークなど生物多様性を確保する視点を踏まえつつ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。

また、適正な利用と管理を実施していくため、鳥獣保護区の鳥獣生息動態等に関する既存データの集積とデータベース化及びモニタリングシステムの構築を行い、適切な分析・評価による指定を促進する。

なお、指定期間は、鳥獣の生息地及び生息環境を保全する観点から、おおむね10年間とする。

また、休猟区については、農林水産被害の増大に伴い、計画期間中での新たな指定の予定はないが、将来にわたる狩猟鳥獣の安定的確保と生態系の維持管理に重要であり、有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

（基本的な考え方）

- 1) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。
- 2) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について特別保護地区の指定に努める。
- 3) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するための鳥獣保護区の指定に努める。
- 4) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、できる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区

指定計画なし。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

指定計画なし。

6) 生息地回廊の保護区

指定計画なし。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区	分	鳥獣保護区設定の目標	既設鳥獣保護区(A)	年度	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
					24	25	26	27	28	計(B)	24	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	31	28	箇所												
	面積	9,300ha	10,395	変動面積												
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
集団渡来地	箇所		3	箇所												
	面積		643	変動面積												
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		170	変動面積												
希少鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所		20	箇所												
	面積		5,061	変動面積												
計	箇所		52	箇所												
	面積		16,269	変動面積												

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
24	25	26	27	28	計(D)	24	25	26	27	28	計(E)		
													28
ha						ha							10,395
ha						ha							
ha						ha							3
ha						ha							643
ha						ha							1
ha						ha							170
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							20
ha						ha							5,061
ha						ha							52
ha						ha							16,269

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

- ① 鳥獣保護区の指定計画
- 1) 森林鳥獣生息地の保護区
指定計画なし。
 - 2) 大規模生息地の保護区
指定計画なし。
 - 3) 集団渡来地の保護区
指定計画なし。
 - 4) 集団繁殖地の保護区
指定計画なし。
 - 5) 希少鳥獣生息地の保護区
指定計画なし。
 - 6) 生息地回廊の保護区
指定計画なし。
 - 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
指定計画なし。

② 既設鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
平成24年度	身近な鳥獣の生息地	神山森林公園	期間更新	297		297	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで		
	〃	いきものふれあいの里	〃	400		400	〃		
	森林鳥獣の生息地	春 森	〃	380		380	〃		うち、特別保護地区 160ha
	〃	鞆 奥	〃	600		600	〃		
	〃	大 歩 危	〃	500		500	〃		うち、特別保護地区 144ha
	小 計	5箇所		2,177		2,177			
平成25年度	身近な鳥獣の生息地	板野町東部	期間更新	137		137	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで		
	〃	妙 見 山	〃	170		170	〃		
	集団渡来地	伊 島	〃	455		455	〃		うち、特別保護地区 160ha

	森林鳥獣の生息地	南阿波サンライン	〃	295		295	〃		
	集団繁殖地	牟岐大島	〃	170		170	〃		
	小計	5箇所		1,227		1,227			
平成26年度	身近な鳥獣の生息地	中津峰	期間更新	131		131	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで		うち、特別保護地区 22ha
	〃	大神子	〃	850		850	〃		うち、特別保護地区 186ha
	〃	鶴林寺	〃	66		66	〃		
	〃	大栗山	〃	40		40	〃		
	森林鳥獣の生息地	あいあいらんど	〃	140		140	〃		うち、特別保護地区 50ha
	〃	黒滝山	〃	190		190	〃		うち、特別保護地区 80ha
	身近な鳥獣の生息地	日和佐大浜	〃	2		2	〃		
	森林鳥獣の生息地	大滝山	〃	450		450	〃		うち、特別保護地区 8ha
	〃	土釜	〃	200		200	〃		
	身近な鳥獣の生息地	舞中島	〃	343		343	〃		
	森林鳥獣の生息地	箸蔵	〃	530		530	〃		うち、特別保護地区 160ha
	〃	雲辺寺	〃	100		100	〃		
〃	竜ヶ岳	〃	470		470	〃		うち、特別保護地区 100ha	

	小 計	1 3 箇所		3,512		3,512			
平成 27 年度	集団渡来地	鮎 喰 川	〃	100		100	平成27年11月 1日から 平成37年10月31日まで		
	身近な鳥獣の 生息地	四国三郎橋	〃	63		63	〃		
	集団渡来地	六 条 大 橋	〃	88		88	〃		
	身近な鳥獣の 生息地	福井ダム湖	〃	197		197	〃		
	森林鳥獣の 生息地	高 越 山	〃	600		600	〃		うち、特別保護 地区 97ha
	森林鳥獣の 生息地	鳴 滝	〃	125		125			うち、特別保護 地区 125ha
	小 計	6 箇所		1,173		1,173			
平成 28 年度	森林鳥獣の 生息地	高 丸 山	〃	29		29	平成28年11月 1日から 平成38年10月31日まで		うち、特別保護 地区 29ha
	〃	橋	〃	285		285	〃		
	〃	轟	〃	770		770	〃		うち、特別保護 地区 120ha
	〃	竜 王 山	〃	200		200	〃		
	身近な鳥獣の 生息地	滝 の 宮	〃	1		1	〃		
	小 計	5 箇所		1,285		1,285			
合 計		3 4 箇所		9,374		9,374			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、特に慎重に生態的環境を保全する必要がある区域については、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域の指定を進めるものとする。また、自然公園区域等野生生物の成育・繁殖に適した地域で、地域の合意が得られる箇所については、土地所有者等との調整を図りながら早期指定に努めるものとする。

特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとするとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

② 指定区分ごとの方針

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる恐れのある場所については、必要に応じ特別保護指定区域を指定するよう努めるものとする。

指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図るものとする。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

野生鳥獣の保護増殖を図る上で、営巣、繁殖あるいは生息のために、特に慎重に生態的環境を保全する必要がある区域について指定するものとする。

2) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するものとする。

3) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するものとする。

4) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既設特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)							本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
			年 度	24	25	26	27	28	計(B)	24	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	14	14	箇所	2		5	2	2	11						
	面積	930ha	1,242	変動面積	304		398	222	149	1,073	ha					
大規模生息地	箇所			箇所							ha					
	面積			変動面積							ha					
集団渡来地	箇所		1	箇所		1				1						
	面積		160	変動面積		160				160	ha					
集団繁殖地	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
希少鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		7	箇所		2				2						
	面積		419	変動面積		208				208	ha					
計	箇所		22	箇所	2	1	7	2	2	14						
	面積		1,821	変動面積	304	160	606	222	149	1,441	ha					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に廃止又は期間満了にあたる特別保護地区（再指定も含む）						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
24	25	26	27	28	計(D)	24	25	26	27	28	計(E)		
						2		5	2	2	11		14
ha						304		398	325	149	1,176	△103	1,139
ha													
ha							1				1		1
ha							160				160		160
ha													
ha													
ha													
ha								2			2		7
ha								208			208		419
ha						2	1	7	2	2	14		22
ha						304	160	606	325	149	1,544	△103	1,718

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成24年度	身近な鳥獣の生息地	春 森	380ha	平成24年11月 1日から平成34年10月31日まで	160ha	平成24年11月 1日から平成34年10月31日まで			再指定
	森林鳥獣の生息地	大 歩 危	500		144	〃			再指定
	小 計	2箇所	880		304				
平成25年度	集団渡来地	伊 島	455	平成25年11月 1日から平成35年10月31日まで	160	平成25年11月 1日から平成35年10月31日まで			再指定
	小 計	1箇所	455		160				
平成26年度	身近な鳥獣の生息地	中 津 峰	131	平成26年11月 1日から平成36年10月31日まで	22	平成26年11月 1日から平成36年10月31日まで			再指定
	〃	大 神 子	850	〃	186	〃			再指定
	森林鳥獣の	あいあいらんど	140	〃	50	〃			再指定

	生息地								
	〃	黒 滝 山	190	〃	80	〃			再指定
	〃	大 滝 山	450	〃	8	〃			再指定
	〃	箸 蔵	530	〃	160	〃			再指定
	〃	竜 ケ 岳	470	〃	100	〃			再指定
	小 計	7 箇所	2,761		606				
平成27年度	森林鳥獣の 生息地	高 越 山	600	平成27年11月 1日から 平成37年10月31日まで	97	平成27年11月 1日から 平成37年10月31日まで			面積を縮小 して再指定
	〃	鳴 滝	125	〃	125	〃			再指定
	小 計	2 箇所	725		222				
平成28年度	森林鳥獣の 生息地	高 丸 山	29	平成28年11月 1日から 平成38年10月31日まで	29	平成28年11月 1日から 平成38年10月31日まで			再指定
	〃	轟	770	〃	120	〃			再指定
	小 計	2 箇所	799		149				
合 計		1 4 箇所	5,620		1,441				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとし、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

(2) 休猟区指定計画

指定計画なし。

(3) 特例休猟区指定計画

指定計画なし。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、境界線が明らかになるよう標識等を設けるほか、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するために必要な整備をし、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合 計
標識類の整備	制札1箇所:5本	制札4箇所:20本	制札5箇所:25本	制札1箇所:5本	制札3箇所:15本	制札14箇所:70本
管理棟等の整備	—	—	—	—	—	

② 利用施設の整備

該当なし。

③ 調査、巡視等の計画

(第6表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合 計
調査員等	箇所数	7	7	7	6	6	33
	人数	2	2	2	2	2	10
管理のための調査の実施		生息環境繁殖状況	生息環境繁殖状況	生息環境繁殖状況	生息環境繁殖状況	生息環境繁殖状況	

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

該当なし。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

キジの放鳥については、第1次から第10次鳥獣保護事業計画により実施してきたところであるが、放鳥の目的である「狩猟鳥獣の増殖」「初心狩猟者育成の場の提供」を効果的に実現するため、生息及び繁殖に適切な地域、初心者の狩猟教育に適切な地域に重点的に放鳥を行うものとする。キジの人工増殖においては、地域個体群間の交雑を防ぐため、生育履歴が確認できるものを対象とする。

(2) 人工増殖計画

(第7表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥 獣 名	実 施 方 法	鳥 獣 名	指 導 方 法	
平成24年度			キジ	委託事業者に対して、健全鳥の歩留まり向上のため指導を行う。	
平成25年度			〃	〃	
平成26年度			〃	〃	
平成27年度			〃	〃	
平成28年度			〃	〃	

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、鳥獣被害の恐れがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要個体を放鳥できるものとする。

① 放鳥の取扱い

1) 放鳥する鳥類の種類及び数量

放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。

数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

2) 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意するものとする。

ア 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

イ 放鳥後の追跡調査に当たっては、目撃、捕獲情報等により、当該地域での定着状況を調査するものとする。

ウ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行うこととする。

エ 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼす恐れのある場合には放鳥しないこと。

オ 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼす恐れのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

② 哺乳類

哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、放獣を行わないよう指導するものとする。

③ 外来鳥獣等

外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系をかく乱し生物多様性を損なう恐れがあること等から、放鳥獣を行わないよう指導を徹底するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第8表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	休 獵 区 他 そ の 他	30	800	30	800	30	800	30	800	30	800	150	4,000
	計	30	800	30	800	30	800	30	800	30	800	150	4,000

(第9表)

種類名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備 考
	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	
キジ	羽 800	羽 800	羽 800	羽 800	羽 800	

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

鳥獣の区分とその取扱いは、鳥獣による被害状況や生息状況など、地域ごとの実情に応じた適正な取扱いを科学的な根拠をもって示すための調査と分析・評価の充実を図り、順応的対応に努める。

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大魚食性鳥類の生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、適正な個体数に誘導する等、適切な鳥獣の保護管理に努める。

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第6項に基づき環境大臣が定めるもの並びに県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。

また、絶滅の恐れのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査、その他の調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

特に、絶滅の恐れのある鳥獣については、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）及び徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例に基づき、種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項に基づき定められた鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査、その他の調査等により生息状況、生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、調査結果及び捕獲数の情報を活用し、必要に応じて捕獲制限、有害鳥獣捕獲、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を行い、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については（3）に準じた管理を図るものとする。

(3) 外来鳥獣等

① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣等とする。

② 管理の考え方

外来鳥獣の適切な管理のため、自然環境保全基礎調査、その他の調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき指定された特定外来生物である鳥獣であって、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

なお、県内に本来生息地を有しておらず、人為的に県外から導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例に基づき、必要に応じて捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

本県に生息している、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 管理の考え方

適切な管理のため、自然環境保全基礎調査、その他の調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に規定される特別捕獲許可は、他に有効な解決手段がない場合の例外的許可であり、捕獲により一定の効果が期待できない場合には、許可しない。また、次のような事例に該当する場合には許可しない。

① 捕獲後の処理方法が明らかに、当初の捕獲目的と異なると判断される場合

② 捕獲又は採取により、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅の恐れを生じさせる場合。ただし、当該鳥獣が、人為的に導入された生物等で、地域の生態系に影響を与える恐れがある場合には、この限りではない。

③ 捕獲又は採取によって、地域の生態系の保全に重大な影響を与える恐れがある場合

④ 捕獲又は採取の際、住民の安全確保、又は社寺境内等行為を行うことによりその場所の存在意義の保持に支障を及ぼす恐れがある場合

⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

捕獲により、問題解決に一定の効果があると認められる場合には許可を行うが、捕獲数は別に定める制限頭数以下の必要最小限の数とする。ただし、モニタリング調査等で、生息数、適正管理頭数等が一定の制度で明らかなる場合には、これを上回ることができる。また、捕獲によって得られたデータを収集、分析できる体制が整い、捕獲の実施成果がその後の被害防止対策、加害鳥獣の順応的管理に生かせるよう体制整備に努める。

なお、捕獲目的ごとの基本的考え方は、次のとおりとする。

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はその恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
 - 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
 - 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
 - 4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
 - 5) 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
 - 6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合
 - 7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。
- (3) わなの使用に当たっての許可基準
- ① 効果的な捕獲ができ、なおかつ、捕獲鳥獣に過度の痛み等を生じさせないように、設置場所、構造に配慮していること。
 - ② 錯誤捕獲、人的被害等を発生させないように設置されること。
 - ③ 確実に1日1回以上の巡回を行えるような設置状況、設置個数であること。
- (4) 許可に当たっての条件の考え方
- ① 捕獲計画が実効性のあるものであること。
 - ② モニタリングにより、捕獲によって得られた情報が有効に活用される体制が整備されていること。
 - ③ 適正かつ危険のない人員配置、班体制であること。
- (5) 許可権限の市町村長への委譲
有害鳥獣捕獲及び特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数管理捕獲のうち、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ドバト、タヌキ、ノイヌ、ノネコ、ハクビシン、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリアに係るものについては、市町村の許可権限とする。
市町村長は、極力モニタリング等により、捕獲対象鳥獣の生息数の動向に十分に配慮し、生態系の保全に努めることとする。
- (6) 捕獲実施に当たっての留意事項
- ① 捕獲等に伴う危害の発生防止については、万全の措置を講じさせること。
 - ② 捕獲等を実施するときは、許可証又は従事者証を携帯させること。
 - ③ 許可を受けた者は、あらかじめ、許可区域及び周辺の住民に捕獲等の実施日及び場所等の周知に努め、捕獲実施者は、猟友会が配布したベスト又は帽子等よく目立つ衣類等の着用並びに県が貸与する腕章を着けるよう指導すること。
 - ④ 銃器以外の猟具等を用いて捕獲しようとする場合にあっては、その猟具に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする）。
 - ⑤ 標識を使用する猟具の個数については、1人あたり30個を上限とする見回りが可能な数とし、1日1回以上の巡視が義務であることを指導すること。
 - ⑥ 許可期間外にはこわな及び囲いわなを野外に設置しておく場合は、その地域の住民に周知するとともに、設置者名を記入した標識を付帯させるよう徹底すること。
- (7) 捕獲物又は採取物の処理等
捕獲物は、できる限り、自家消費その他地域の实情に合わせて有効利用すること。また、鳥獣保護管理に関する学術研究、環境教育に利用できる場合には、努めてこれを利用すること。また、有効利用できない捕獲個体、残滓等については、生態系及び景観に配慮して、焼却、埋設等により適切に処理すること。なお、大量捕獲等により処理数量が、地域の生態系の処理能力を超えられる場合には、地区外に持ち出し、廃棄物として適切に処理すること。
なお、捕獲個体を致死させる場合には、できる限り苦痛を与えない方法で行うこと。
さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることに

ついて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図ること。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣保護の適正な推進を図る上で特別許可に関する捕獲情報はきわめて重要であり、捕獲個体の種ごとに、捕獲位置、性別、年齢等が分かる情報の収集を積極的に実施し、捕獲実施者に対して協力を求めることとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群についての捕獲許可については、その種又は個体群に関する情報をできる限り収集し、絶滅等の恐れがないよう、慎重に取り扱うものとする。継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に実施するものとする。また、捕獲した個体については、被害等が及ぶ恐れのない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 目的及び内容

次の各号に該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等の調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類及び捕獲数

目的を達成する必要最小限とする種類及び捕獲数。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は捕獲数。

④ 期間

年度をまたがらない1年以内

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具禁止区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

- 1) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、捕獲した鳥獣の取扱いは、次の条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置は行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最低限であると認められるものであること。
なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類及び捕獲数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

年度をまたがらない1年以内

④ 区域

- ⑤ 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 方法
 原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はその恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るために実施し、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表

市町村名：徳島市

(第10表の1)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、果樹、タコ	←												→	
ニホンザル	稲、果樹	←												→	
カラス類	野菜	←												→	

市町村名：鳴門市

(第10表の2)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タコ、造林木、芋類	←												→	
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←												→	
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←												→	
ドバト	稲、雑穀、野菜、果樹	←												→	
アライグマ・ハクビシ	稲、野菜、果樹	←												→	

市町村名：小松島市

(第10表の3)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)											備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
イノシシ	稲、野菜、果樹、タノ	←→													
ニホンジカ	稲、野菜、果樹、タノ	←→													
カラス類	野菜、果樹、家畜飼料	←→													
スズメ	稲			←→											
ムクドリ	果樹			←→											
ドバト・ギジバト	麦、大豆、家畜飼料	←→		←→									←→		

市町村名：勝浦町

(第10表の4)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)											備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タノ、造林木、芋類	←→												
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←→												
ハクビシン	稲、野菜、果樹、雑穀	←→												
ノウサギ	稲、造林木、野菜、雑穀	←→												
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←→												
タヌキ	野菜、果樹	←→												
カワウ	魚類	←→					←→					←→		

市町村名：上勝町

(第10表の5)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンザル	野菜、果樹、稲、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンジカ	稲、野菜、造林木	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ハクビシン	稲、野菜、果樹、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ノウサギ	稲、造林木、野菜、花木、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
タヌキ	野菜、果樹	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カワウ	魚類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
キジバト	稲、野菜、果樹、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ヒヨドリ	稲、野菜、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

市町村名：佐那河内村

(第10表の6)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

市町村名：神山町

(第10表の7)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カワウ	魚類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

市町村名：那賀町

(第10表の8)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ノウサギ	稲、造林木、野菜、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
スズメ類	稲、雑穀					←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
アオサギ	魚類、稲	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カワウ	魚類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
キジバト	稲、雑穀、野菜、果樹					←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ハクビシン	野菜	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
タヌキ	野菜	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

市町村名：牟岐町

(第10表の9)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

市町村名：美波町

(第10表の10)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ノウサギ	稲、造林木、野菜、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
タヌキ	稲、野菜、果樹、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ハクビシン	稲、野菜、果樹、雑穀	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
スズメ類	稲、雑穀					←	←	←	←	←					
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ドバト	稲、果樹、雑穀、野菜、環境(フン害等)	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ヒヨドリ	稲、果樹、雑穀、花木	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ゴイサギ	魚類、稲			←	←	←	←	←	←	←					
コサギ	魚類、稲	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カワウ	魚類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

市町村名：海陽町

(第10表の11)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←→											←→	
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←→											←→	
ノウサギ	稲、造林木、野菜、雑穀	←→											←→	
ハクビシン	果樹、野菜、雑穀	←→											←→	
タヌキ	果樹、野菜、雑穀	←→											←→	
スズメ類	稲、雑穀	←→		←→									←→	
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←→		←→									←→	
ドバト	稲、雑穀、野菜、果樹	←→		←→									←→	
ヒヨドリ	稲、果樹、雑穀、花木	←→											←→	
アオサギ	魚類、稲	←→		←→									←→	
ゴイサギ	魚類、稲	←→		←→									←→	
カモ類	稲	←→		←→									←→	
カワウ	魚類	←→		←→									←→	
キジバト	稲、雑穀、野菜、果樹	←→		←→									←→	

市町村名：阿波市

(第10票の12)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←→												
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←→												
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境	←→												
ヒヨドリ	果樹、雑穀、花木							←→	←→				←→	
カワウ	魚類	←→												
タヌキ	野菜、果樹	←→												
ハクビシン	野菜、果樹	←→												
アライグマ	野菜、果樹	←→												

市町村名：吉野川市

(第10表の13)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、造林木、芋類	←→												
ニホンザル	果樹、稲、雑穀	←→												
カラス類	稲、果樹、芋類、野菜、雑穀、環境		←→	←→										
タヌキ	稲、野菜、果樹、雑穀				←→	←→	←→							
ハクビシン	稲、野菜、果樹、雑穀				←→	←→	←→							

市町村名：美馬市

(第10表の14)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、大豆、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カワウ	アユ、ウグイ等の川魚	←	←	←					←	←	←	←	←	
カラス類	果樹、大豆、野菜、雑穀	←	←	←	←	←	←	←				←	←	
ニホンザル	野菜、果樹、大豆、タケノコ、芋類、雑穀、	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ノウサギ	造林	←	←	←	←	←	←	←				←	←	

市町村名：つるぎ町

(第10表の15)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
イノシシ	稲、野菜	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カワウ	アユ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

市町村名：三好市

(第10表の16)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンザル	果樹、雑穀、しいたけ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カワウ	アユ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (←→) 予察捕獲実施期間 (←→)											備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
イノシシ	稲、雑穀、野菜、タケノコ、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
ニホンザル	果樹、雑穀、しいたけ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
カワウ	アユ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

②予察表に係る方針等

1) 予察表作成に係る調査及び検討の実施体制

被害等の恐れがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（ドバト、ノヤギ等）（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅の恐れの高い地域個体群は除く。）を対象として、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合において許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生地の恐れのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。

2) 予察表に係る捕獲許可の方針

原則として許可する。ただし、実施に当たっては、実効性がある計画的な捕獲が行えるよう、捕獲方法、体制等を十分に検討すること。また、年ごとの加害鳥獣の動向に十分に留意し、過剰な捕獲とならないよう注意すること。

3) 毎年の点検等の実施方針

予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

4) 捕獲以外の被害防除対策の実施方針

被害防除対策は、有害鳥獣捕獲のみに偏ることなく、関係機関とも連携して、防護策等の防護対策、生ゴミや、放棄農産物の処理対策、安易な餌付け等の防止等と併せて、総合的に実施するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

本県に重大な被害を発生させている鳥獣のうち、ニホンジカ、イノシシについては、繁殖率が高く、短期間に個体数が増大していく恐れがあり、特に、狩猟等による個体数の管理が重要であるため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、捕獲報告、出猟カレンダー(捕獲情報)、有害鳥獣駆除による捕獲情報等の収集及びモニタリング調査等により、生息状況の把握に努めながら、科学的かつ計画的な保護管理に努める。

ニホンザル及びカワウについては、市町村、農林水産業従事者、日本野鳥の会徳島県支部、猟友会等の協力を得て、生息状況の把握に努める。特に、ニホンザルについては、地域鳥獣被害対策協議会等と連携を強化し、地域ぐるみでの追い払い等の防除対策と捕獲により有効な管理が図られるよう努める。

② 防除の方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第11表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ イノシシ	平成24～28年度	特定鳥獣保護管理計画に基づき、効果的な防除方法の検討や、適正な個体数管理の実施を図る。	
ニホンザル カワウ	平成24～28年度	市町村、農林水産業従事者、猟友会、地域鳥獣被害対策協議会など関係機関との連携のもと、有効な防除方法を検討する。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はその恐れがあり、防除対策によっても被害等が防止できないと認められるとき、または防除事業と連携して効果が期待されるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

(2) ②で示した以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

1) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

2) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

② 許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、以下の事項及び徳島県鳥獣捕獲許可事務実施要領、又はこれに準じて制定された各市町村鳥獣捕獲許可事務実施要領により設定するものとする。なお、被害等を与える主な鳥獣の許可基準の標準は第12表及び第13表のとおりとするが、被害の状況等に応じて弾力的に運用するものとする。

1) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕により、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方

法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はその恐れのある種とする。ただし、特定鳥獣については原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。

(ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

3) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認される恐れがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、関係都道府県と共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用し、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

許可権者	鳥獣名	鳥獣の捕獲に関する許可基準の標準						被害農林水産物等	備考	
		方法	区域	時期	日数	1人当り駆除羽(頭)数	許可対象者			留意事項
徳島県知事及び権限移譲を受けた市町村長	サギ類(注1)	銃器	市町村又は環境大臣が定める法人の管轄の範囲内とする。	被害が発生した時期又は発生する恐れのある時期。ただし、鳥類にあっては、その種の繁殖期間を除く。	捕獲の方法が銃器、網及びわなの場合は90日以内。ただし、わなの内、はこわな、囲いわなにあっては6ヶ月以内。	20羽以内	原則として国の機関及び地方公共団体の長。ただし、捕獲体制が整っていない地域にあっては、環境大臣が定める法人、被害者又は被害者から依頼を受けた者。	鳥獣保護区内の捕獲は、最も効果的に実施できる時期を選び、捕獲期間を必要最小限とする。許可を受けた者は、事前に捕獲地周辺の住民に実施の周知徹底を行う。	魚類、稲	注1 サギ類は、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギに限る。 注2 カモ類は、狩猟鳥獣に限る。 注3 カラス類は、ハシブトガラス、ハシボソガラスに限る。
	カモ類(注2)	銃器				10羽以内			稲、野菜、養殖海苔	
	キジバト	銃器				20羽以内			稲、雑穀、野菜、果樹	
	スズメ	銃器 網				200羽以内			稲、果樹、雑穀	
	カラス類(注3)	銃器 わな				100羽以内			稲、果樹、芋類、野菜 雑穀、環境	
	ドバト	銃器 わな				100羽以内			稲、果樹、雑穀、野菜 環境(フン害等)	
	ヒヨドリ	銃器				20羽以内			稲、果樹、雑穀、花木	
	ノウサギ	銃器 わな				30羽以内			稲、造林木、野菜、 雑穀	
	イノシシ	銃器 わな				20頭以内			稲、雑穀、野菜、タケノ 造林木、芋類	
	ニホンジカ	銃器 わな				20頭以内			造林木、稲、果樹、 花木	
	ノイヌ	銃器 わな				10頭以内			雑穀、家畜、環境	
	ニホンザル	銃器 わな				5頭以内			果樹、稲、雑穀	
ハクビシン	銃器 わな	10頭以内	稲、野菜、果樹、雑穀							
アライグマ	銃器	無制限	果樹、野菜、雑穀、							

		わな							環境	
	ヌートリア	銃器 わな				無制限			稲、野菜、果樹、雑穀	
	カワウ	銃器 手捕				40羽以内 ひな100羽 以内			魚類	
徳島県知事	航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣（環境大臣権限の種を除く。）	法第15条で禁止されている方法以外の方法	飛行場内	通年	1年間	被害の防止・軽減の目的を達成する必要最小限度の羽(頭)数	被害者及び被害者から依頼を受けた者	追い払い等の手段を継続的かつ有効に実施すること	航空機航行障害	

(第13表)

許可権者	鳥獣名	鳥類の卵の採取に関する許可基準の標準							備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り駆除数	許可対象者	留意事項	
徳島県知事及び権限移譲を受けた市町村長	カルガモの卵	手捕	被害の発生した場所	被害が発生した時期	被害の防止・軽減の目的を達成する必要最小限度の日数	被害の防止・軽減の目的を達成する必要最小限度の個数	被害者及び被害者から依頼を受けた者	有害鳥獣捕獲目的で鳥類の卵を採取する場合は、原則として次に該当する場合に限り許可する。 ① 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、鳥類の捕獲だけでは捕獲の目的が達成できない場合 ② 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取する場合	
	キジバトの卵								
	ドバトの卵								
	スズメの卵								
	カラス類の卵（ハシブトガラス、ハシボソガラスに限る）								
	サギ類の卵（ダイサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギに限る）								
カワウの卵									

※ 上記以外の鳥獣については、被害の状況及び捕獲体制の実状を勘案し定める。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。

捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者については、鳥獣保護管理に関する専門的知見を持つ人材の確保に努めるものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊の編成を検討し、その実施者の養成・確保に努めるものとする。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による地域鳥獣被害対策協議会等の設置、運用について関係市町村に助言するものとする。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例、被害実態等を地域住民と情報共有し、目標設定、効果判定、実施計画の策定など効果的な被害防止が図られるよう地域鳥獣被害対策協議会等の活用について関係市町村に助言するものとする。

② 捕獲隊編成指導の概要

徳島県鳥獣捕獲許可事務実施要領に基づき、有効かつ適切な駆除が行えるよう指導を行うものとする。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

有害鳥獣捕獲許可に準ずる。

(2) 鳥獣の種類・数

鳥獣名：イノシシ、ニホンジカ

1人1日当たりの捕獲数：特定鳥獣保護管理計画で定める数

(3) 期間

鳥獣名：イノシシ、ニホンジカ

期間：特定鳥獣保護管理計画で定める期間

(4) 区域

鳥獣名：イノシシ、ニホンジカ

期間：特定鳥獣保護管理計画で定める区域

(5) 方法

有害鳥獣捕獲許可に準ずる。

6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）

② 鳥獣の種類・数

種類：行政目的遂行上必要な種類及び数（羽、頭、個）

- ③ 期間
1年以内
 - ④ 区域
申請者の職務上必要な区域
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員、野生鳥獣救護ボランティア等特に必要と認められる者
 - ② 鳥獣の種類・数
種類：傷病により保護するために必要な種類及び数（羽、頭、個）
 - ③ 期間
1年以内
 - ④ 区域
申請者の職務上必要な区域
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
 - ② 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）
 - ③ 期間
6ヶ月以内
 - ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
 - ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は放鳥予定地の個体とする。
 - ③ 期間
6ヶ月以内
 - ④ 区域
原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
網、わな又は手捕
- (5) 鵜飼漁業への利用
- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

必要最小限

③ 期間

6ヶ月以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）

② 鳥獣の種類・数

必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

③ 期間

30日以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。

ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長する恐れがあることから許可しないこととする。

既に飼養しているものについては、以下の点に留意しつつ、違法な飼養等がないよう、また、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう市町村の指導に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

8 販売禁止鳥獣等

① 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

1) 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

2) 捕獲したヤマドリ等の食品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に

- ② 重大な支障を及ぼす恐れのあるものでないこと。
 許可の条件
 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、地元の要望等を勘案しながら、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生の恐れのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生の恐れの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第14表)

	既指定定猟具使用禁止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	67	箇所											
	面積	39,647	変動面積											
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	1	箇所											
	面積	400	変動面積											

本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減 * (減:△)	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**	
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)			
														67
														39,647
														1
														400

* 箇所数については B-E
 面積については B+C-D-E
 ** 箇所数については A+B-E
 面積については A+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第15表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指 定 期 間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指 定 期 間	備考
平成24年度	徳島市	川 内	842	平成24年11月 1日から 平成29年10月31日まで	再指定					
	徳島市	野 上 橋	9	〃	〃					
	徳島市、鳴門市 板野郡松茂町、 北島町	鯛 浜	140	〃	〃					
	板野郡板野町、 上板町、藍住町	大寺・ 第十新田	40	〃	〃					
	板野郡松茂町	豊岡・長原	94	〃	〃					
	阿波市	阿波市市街地	3,151	〃	〃					
	〃	西条大橋	25	〃	〃					
	〃	熊 谷	58	〃	〃					
	海部郡海陽町	海 南	1,080	〃	〃					
	三好市	上 馬 路	50	〃	〃					
	〃	辻・西井川	138	〃	〃					
	小 計	11箇所	5,627							
平成25年度	鳴門市	鳴 門	8,085	平成25年11月 1日から 平成30年10月31日まで	再指定					
	〃	中 池	1	〃	〃					
	小松島市	恩 山 寺	3	〃	〃					
	那賀郡那賀町	鷺敷工業団地	54	〃	〃					
	〃	鷺 の 里	70	〃	〃					

	海部郡美波町	奥河内	223	〃	〃					
	三好市	清水	22	〃	〃					
	〃	辻	10	〃	〃					
	美馬郡つるぎ町	貞光	180	〃	〃					
	小計	9箇所	8,648							
平成26年度	徳島市	徳島	3,340	平成26年11月1日から平成31年10月31日まで	再指定	鳴門市	撫養 (くくりわな)	400	平成26年11月1日から平成31年10月31日まで	再指定
	〃	徳島市総合動植物公園	87	〃	〃					
	〃	しらさぎ台	296	〃	〃					
	板野郡松茂町、鳴門市	大津南	53	〃	〃					
	小松島市	小松島	1,820	〃	〃					
	名西郡石井町	石井	444	〃	〃					
	吉野川市	吉野川市市街地	2,690	〃	〃					
	那賀郡那賀町	吉野	17	〃	〃					
	海部郡海陽町	穴喰・水床	742	〃	〃					
	美馬市	中野	45	〃	〃					
	〃	穴吹	39	〃	〃					
	〃	宮内	110	〃	〃					
	三好郡東みよし町	昼間・足代	390	〃	〃					
	〃	加茂	430	〃	〃					
	三好市	菅生蔭	48	〃	〃					
〃	西岡	74	〃	〃						

	〃	かずら橋	34	〃	〃				
	小 計	17箇所	10,659						
平成 27 年度	徳島市	入 田	65	平成27年11月 1日から 平成32年10月31日まで	再指定				
	〃	吉野川河口	261	〃	〃				
	〃	鮎 喰 川	190	〃	〃				
	勝浦郡勝浦町	勝 浦	377	〃	〃				
	徳島市、鳴門市 板野郡藍住町、 北島町、板野町 上板町	藍 住	2,030	〃	〃				
	板野郡板野町、 上板町	宮川内谷川	56	〃	〃				
	阿南市	那賀川・ 羽ノ浦	1,560	〃	〃				
	〃	阿南市平野部	3,600	〃	〃				
	〃	宇 井 谷	80	〃	〃				
	海部郡牟岐町	牟岐・灘	565	〃	〃				
	美馬市	脇町・岩倉	1,274	〃	〃				
	三好市	大 川 持	130	〃	〃				
	〃	池 田	382	〃	〃				
	〃	吹	70	〃	〃				
	三好郡東みよし 町	滝 久 保	62	〃	〃				
	小 計	15箇所	10,702						
平成 28 年	名東郡佐那河内 村	中 山	450	平成28年11月 1日から 平成33年10月31日まで	再指定				
	徳島市	渋野・多家良	440	〃	〃				

度	板野郡松茂町	松茂・笹木野	135	〃	〃				
	名西郡石井町	高原	50	〃	〃				
	板野郡板野町	那東	38	〃	〃				
	鳴門市、 板野郡藍住町、 板野町	大麻南	137	〃	〃				
	鳴門市	瀬戸	130	〃	〃				
	阿南市	桑野	565	〃	〃				
	〃	小勝島	300	〃	〃				
	美馬市	美馬	1,180	〃	〃				
	美馬郡つるぎ町	半田	247	〃	〃				
	三好市	花園	55	〃	〃				
	〃	南谷	86	〃	〃				
	〃	平	135	〃	〃				
	三好郡東みよし町	台	63	〃	〃				
	小計	15箇所	4,011						
合計		39,647					400		

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用に伴う危険や事故発生の可能性のある地域については特定猟具使用禁止区域に指定することを基本とし、特定猟具使用制限区域の指定計画は策定しないものとする。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

猟区の設定に当たっては、鳥獣の生息環境、有害鳥獣による農林水産業被害等を勘案し、地元住民との合意形成及び狩猟教育、環境教育の場としての公益性を十分に考慮するものとする。

(2) 設定指導の方法

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

- ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有すること。
- ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるもの

であること。

③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じる恐れのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

なお、法第12条第2項に基づき実施する鉛製銃弾の使用禁止区域は、規制の評価を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

① 指定猟法の許可の基準

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼす恐れがあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合以外に許可するものとする。

② 指定猟法の許可の条件

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

(第16表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	所在地	面積(ha)	存続期間	備考
平成24年度	わな(くくりわなに 限る)の使用	権田・槍戸	那賀町	18,930	平成24年11月1日から 平成29年10月31日まで	
平成25年度	鉛製散弾の使用	橘湾	阿南市	98	平成25年11月1日から 平成30年10月31日まで	
平成25年度	わな(くくりわなに 限る)の使用	谷道	三好市	3,245	平成25年11月1日から 平成30年10月31日まで	

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

① 計画作成の目的

特定計画(以下第六において単に「計画」という。)は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図りながら、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

② 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅の恐れが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

③ 計画期間

計画期間は、5年間とし、上位計画である鳥獣保護事業計画と整合を図る。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

④ 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。なお、計画の対象とする地域個体群が、県の行政界を越えて分布する場合は、県内における分布域を包含するよう対象区域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるよう、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。

⑤ 保護管理の目標

保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定するものとする。

また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象区域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

⑥ 保護管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、県レベル又は市町村レベルで関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組むものとする。

1) 個体数管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整（推進又は抑制）による個体数管理（個体群の個体数、生息密度、分布域、群構造等に関する管理）を行うものとする。

個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、必要に応じて別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、これらの個体数管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体数管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、個体数を減少させる個体数管理を行う場合であっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

2) 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、さらに保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

3) 被害防除対策

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理

の徹底を図る。

(第17表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	名 称	備 考
平成23年度	農作物被害の軽減及びイノシシと人間との長期的な共生を図る。	イノシシ	平成24年4月から平成29年3月まで	徳島県全域	徳島県イノシシ適正管理計画	
	農林業被害の軽減及びニホンジカと人間との長期的な共生を図る。	ニホンジカ	平成24年4月から平成29年3月まで	徳島県全域	徳島県ニホンジカ適正管理計画	

2 実施計画の作成に関する方針

県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象区域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

調査データを鳥獣保護行政を科学的、合理的、効率的に推進するための基幹的情報と位置付け、県内に生息する鳥獣の種類、分布の状況、生息数の推移等の把握に努めるものとする。また、過去の調査データの集約、農林業従事者との連携による被害情報の把握、効率的なモニタリングシステムの確立、生息情報の集積及び地図化等、情報の統合化を推進し、野生生物情報の一括管理システムの構築を推進する。

また、野生鳥獣に関心を持つ県民等の調査・情報活動への参加を推進し、調査マニュアル作成や教育指導などにも積極的に取り組む。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査するものとする。

調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するよう努める。

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。

また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在するこれらのガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。

本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

(第18表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
全県	H24～H28	既存資料調査・分布調査(現地)・生息環境調査(現地)	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行うものとする。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行うものとする。

また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとする。

(第19表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
剣山	H24～H28	全種類の生息状況及び生息環境について実施する。	毎年実施
中津峰、伊島、大滝山、箸蔵	H24	〃	
大神子、黒滝山、あいあいらんど、竜ヶ岳	H25	〃	
高越山、高丸山、轟、鳴滝	H26	〃	
眉山、薬王寺切幡・浦の池	H27	〃	
柴小屋、焼山寺、津乃峰	H28	〃	

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

ニホンジカ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。

なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。

(第20表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ イノシシ	H24～H29	捕獲報告、出猟カレンダー及び捕獲個体サンプル等により情報収集を行う。	狩猟期間中(11/15～3/15) (県下全域)
キジ ヤマドリ	H24～H29	繁殖状況等について鳥獣保護員、猟友会会員等からの聞き取りにより情報収集を行う。	11月 (県下全域)

(3) 放鳥効果測定調査

キジの放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。

(第21表)

対象種類	調査年度	放鳥数	調査方法	備考
キジ	H24 H25 H26 H27 H28	800羽 800 800 800 800	出合数調査や捕獲報告等により、生息状況等を調査する。	

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査するものとする。調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。

5 有害鳥獣対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、必要に応じて主要な生活環境、農林水産業又は生態系被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

(2) 設置計画

(第22表)

区 分		現 況			計画終了時			備 考
		専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁	環境総局自然環境課		4	4		4	4	鳥獣行政全般
総合 県民 局等	南部総合県民局保健福祉環境部環境担当		2	2		2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許事務に関する事 ・狩猟者登録事務に関する事 ・鳥獣捕獲許可事務に関する事 ・鳥獣保護区等の設定に関する事 ・鳥獣関係の諸調査に関する事 ・鳥獣保護思想の普及啓発 ・その他
	西部 〃		1	1		1	1	
東部農林水産局林業振興担当		2	2		2	2		
	小 計		5	5		5	5	
計			9	9		9	9	

(3) 研修計画

(第23表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	対象者	人数	内容・目的	備 考
鳥獣行政担当者会議	徳島県	5月・2月	2	県職員	10	鳥獣行政全般について	
特別司法警察職員研修	徳島県	10月	1	県職員	15	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく取締り等について	
鳥獣行政担当者会議	徳島県	6月	1	市町村職員	24	鳥獣行政全般について	
野生鳥獣保護管理技術者研修	国	4～3月	1	県・市町村職員	1	特定鳥獣の保護管理について	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等であるが、鳥獣による農林水産業等への被害発生の状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導及び鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動の更なる充実に努める。

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、地域に密着した活動や県内の特定の地域等において専門的な助言・指導が可能となるような人数の配置又は必要な活動量を確保するものとする。

また、鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施等により、資質の維持・向上に努めるものとする。

(2) 設置計画

(第24表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)
32人	32人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	32人	100%

(3) 年間活動計画

(第25表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
調査・普及啓発 狩猟者の指導	←						→							一般県民への指導を含む
								←					→	

(4) 研修計画

(第26表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修	徳島県	5月	1	全県	32人	巡視に際しての留意点等	随時自己研修に必要な資料等の配布を行う

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

なお、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

(2) 研修計画

(第27表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理研修	徳島県	4～3月	1	全県	30人	鳥獣保護管理に関する技術・知識の付与	

(3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めるとともに、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者の確保についての理解を得るとともに、鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟関係の手続の利便性のさらなる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに狩猟者の育成のため、狩猟団体等とも連携を図る。

4 鳥獣保護センター等の設置

設置計画なし。

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てるものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努めるものとする。

- ① 過去の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めるものとする。
- ② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。
- ③ 愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。
- ④ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、法第76条の規定に基づき指名される司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。
- ⑤ 我が国に生息する鳥類を登録票を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。
- ⑥ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。
- ⑦ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。
- ⑧ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等一層の連携強化に努めるものとする。

(2) 年間計画

(第28表)

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
野鳥の無許可捕獲及び無許可飼養	←						→							2～5月は、「密猟パトロール強化路線」を中心に、取締りを実施
猟期前の密猟							←	→						
法律禁止行為の狩猟 (場所、時間、捕獲数)								←	→					
猟期後の密猟											←	→		

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであるが、種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理の推進が求められている。

鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を示した生物多様性基本法（平成20年法律第58号）、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするを目標として掲げる「徳島県生物多様性地域戦略（仮称）」をはじめ、各種関連する法条例等との関連や整合性を踏まえることが重要である。

加えて、深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画等との一層の連携が必要である。

こうしたことを踏まえ、鳥獣保護事業は、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の

考え方を基本として実施し、第11次鳥獣保護事業計画の推進に当たっては、各種施策と関連付けながら県民の理解と狩猟者の協力を得つつ、協働と連携による取組を推進する。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い
該当なし。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細やかに実施するよう努める。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

4 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から、必要に応じ、当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の保護管理を行うことを検討する。

5 傷病鳥獣救護の基本的な対応

① 基本的な考え方

1) 傷病鳥獣救護は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅の恐れのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣等の場合に行うものとし、野生復帰を原則とする。野生復帰が不可能と思われる場合又は救護が困難と思われる場合は、自然生態系の摂理に従った対応を行う。

2) 救護及びリハビリテーション飼養は徳島県野生鳥獣救護ボランティア、必要な医療的措置は徳島県野生鳥獣救護ドクターを中心に、鳥獣保護員、日本野鳥の会徳島県支部等の野生生物愛護団体のほか、広く県民の協力を得て実施するものとし、さらに、研修などを通じて専門家の育成を図るなど、民間による積極的な取組を推進し、救護ネットワーク体制の拡充を図る。

3) 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。

4) 油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握するなど救護体制の整備を図る。また、関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。

5) 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。

6) 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況及び感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制の整備についても検討する。

② 救護個体の取扱い

1) 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法など関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。

2) 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。

3) 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。

4) 傷病鳥獣の取扱い全般についてガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。

5) 傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

③ 野生復帰

1) 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。

2) 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的になく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

3) 必要と認められる場合には、感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

4) 生活環境及び農林水産業に被害を及ぼす恐れのある鳥獣については、必要に応じ、再び人間の活動領域に立ち入らないための措置（学習措置）を行った上で放鳥獣する。

6 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘因することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じる恐れがある。このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。

その際には、以下の点について留意するものとする。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について地域住民の理解を得ること。
- ② 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。
- ③ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

7 感染症への対応

野生鳥獣に感染又は伝播し得る感染症については、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、必要に応じて鳥獣への感染状況に関する調査等を実施するものとする。

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び「鳥インフルエンザに係る死亡野鳥取扱いマニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、市町村、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の地域住民への情報提供等を適切に実施する。

8 普及啓発

(1) 鳥獣保護管理についての普及等

① 方針

普及啓発活動の実施においては、目的や目標を明確にした実施計画により推進する必要がある。動物愛護や生態系保護について、それぞれの基本的な考え方を理解できるよう、情報共有の場や機会を提供していく。鳥獣保護思想の普及啓発を図る上で広く県民の認識を深めることが重要であることから、愛鳥週間の行事等の推進、地域住民による保護活動の育成等を行うものとする。

② 事業の年間計画

(第29表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間		←→											
ポスター募集		←				→							
ポスター展示		←	→										

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第30表)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	違法捕獲の取締り ポスター募集 愛鳥週間ポスター展	違法捕獲の取締り ポスター募集 愛鳥週間ポスター展	違法捕獲の取締り ポスター募集 愛鳥週間ポスター展	違法捕獲の取締り ポスター募集 愛鳥週間ポスター展	違法捕獲の取締り ポスター募集 愛鳥週間ポスター展

(2) 野鳥の森等の整備

(第31表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
徳島県 野鳥の森	S51、 H1～H2	名西郡石井町字石井	21ha (県有地)	観察路、観察小屋	観察路 幅0.5～1.5m 延長3.9km 観察小屋 2棟	県民等一般に 活用してもら う	

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努めるものとする。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。

② 指定期間

3年とする。ただし、特に希望のある場合には、期間の途中においても指定できるものとする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校の指定に際しては、鳥獣に関する図書、展示品等を貸与又は配布するとともに、鳥獣保護員等により、野鳥観察の方法等を指導するものとする。

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣保護及び狩猟に関する理解を深めるため、各市町村等を指導するとともに、広報誌、パンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。

② 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲の規制制度									←				→	県ホームページ等	一般県民
鳥獣保護区等の設定		←					→							鳥獣保護区等位置図、 県報等	一般県民、 狩猟者
狩猟に伴う法令の遵守				←				→						団体等への周知等	狩猟者
狩猟解禁									←				→	県ホームページ等	一般県民、 狩猟者